

# 市有建物 耐震診断・耐震改修等 一覧(特定建築物)

令和7年3月末現在

No.	建築物				構造諸元				耐震性能		
	物特定区分 建築	用途	施設名	建物所在地	建築年	構造	地上階数	(延面積 (㎡))	診断年	耐震診断結果	実耐震状況 改修
1	I	保育所等	市立第一保育園	新町1-8-1	S53	RC造	2	929	H19	不要	—
2	I	保育所等	市立第六保育園	中曽根1-10-1	S49	RC造	2	698	H19	要改修	実施済
3	I	小学校	下吉田第一小学校	新町1-8-1	S54	RC造	3	3,700	H17	要改修	実施済
4	I	小学校	下吉田第二小学校	緑ヶ丘2-8-2	S53	RC造	3	2,273	H9	要改修	実施済
5	I	小学校	下吉田東小学校	下吉田9-21-1	S51	RC造	2	1,920	H9	不要	—
6	I	小学校			S51	RC造	3	1,980	H9	要改修	実施済
7	I	小学校	明見小学校	小明見1-4-6	S49	RC造	3	1,338	H8	要改修	実施済
8	I	小学校	吉田西小学校	新西原3-7-1	S52	RC造	2	1,402	H16	不要	—
9	I	小学校			S52	RC造	3	2,124	H16	要改修	実施済
10	I	中学校	下吉田中学校	新町4-12-27	S47	RC造	3	1,257	H8	要改修	実施済
11	I	中学校			S52	RC造	3	1,409	H8	要改修	実施済
12	I	中学校	明見中学校	小明見1-4-14	S54	RC造	3	1,408	H8	要改修	実施済
13	I	中学校			S54	RC造	3	2,009	H12	不要	—
14	I	中学校	吉田中学校	上吉田1-3-6	S51	RC造	4	1,336	H8	要改修	実施済
15	I	中学校			S56	RC造	4	2,044	H8	要改修	実施済
16	I	中学校	富士見台中学校	上暮地1-6-1	S56	RC造	3	3,018	H18	不要	—
17	I	体育館	鐘山総合体育館	上吉田東9-4-18	S56	S造	3	4,688	H9	不要	—
18	I	事務所	富士吉田市役所(本館)	下吉田6-1-1	S33	RC造	3	3,247	H9	要改修	実施済
19	I	事務所	富士吉田市役所(新館)		S46	S造	3	1,118	H9	要改修	建替済
20	I	病院等	医療センター	緑ヶ丘2-7-21	S54	RC造	3	2,056	H16	要改修	実施済
21	I	劇場等	富士五湖文化センター	緑ヶ丘2-5-23	S45	RC造	4	3,142	H10	不要	—
22	I	劇場等	市民会館・図書館	緑ヶ丘2-5-23	H22	RC造	4	3,945	H12	要改修	建替済
23	I	集会場等	上吉田コミュニティセンター	上吉田4-9-11	S49	RC造	3	2,745	H12	要改修	実施済
24	I	集会場等	明見コミュニティセンター	大明見6-16-19	S54	RC造	3	1,292	H19	要改修	実施済
25	I	集会場等	下吉田コミュニティセンター	新町4-12-34	S55	RC造	3	1,494	H13	要改修	実施済
26	I	ホテル等	青少年センター	上吉田4433-1	S49	RC造	2	2,469	H12	不要	—
27	Ⅲ	賃貸住宅等	市営寿団地(3号館)	上暮地1-7-3	S48	RC造	5	1,390	H13	不要	—
28	Ⅲ	賃貸住宅等	市営寿団地(4号館)	上暮地1-7-4	S49	RC造	5	1,488	H13	不要	—
29	Ⅲ	賃貸住宅等	市営寿団地(5号館)	上暮地1-7-5	S50	RC造	5	1,488	H13	不要	—
30	Ⅲ	賃貸住宅等	市営寿団地(6号館)	上暮地1-7-6	S51	RC造	5	1,612	H14	不要	—
31	Ⅲ	賃貸住宅等	市営寿団地(7号館)	上暮地1-14-7	S52	RC造	5	1,076	H15	不要	—
32	Ⅲ	賃貸住宅等	市営寿団地(8号館)	上暮地1-3-8	S55	RC造	4	1,049	H15	不要	—
33	Ⅲ	賃貸住宅等	市営数見団地(1号館)	上暮地2252	S53	RC造	5	1,220	H16	不要	—
34	Ⅲ	賃貸住宅等	市営数見団地(2号館)	上暮地2252	S54	RC造	4	1,007	H16	不要	—

## 建築物の耐震基準

昭和53年に発生した宮城県沖地震を契機に建築基準法が改正され、昭和56年6月1日から許容応力度計算(一次設計)と保有水平耐力計算(二次設計)からなる新耐震基準が導入された。それ以前の建築物は、重力による固定荷重や積載荷重に対する長期許容応力度設計に加え、地震力のような短期荷重に対して短期許容応力度計算(建築物の自重の20%の大きさの地震力に対する設計)を行う旧耐震基準で設計されている。

## 記載対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された市有特定建築物

## 特定建築物の区分

- I : 災害時の拠点となる建築物(市庁舎、消防本部、小中学校、体育館等)
- II : 不特定多数の者が利用する建築物(博物館、展示場等)
- III : 特定多数の者が利用する建築物(市営住宅等)

## 用語の説明

要改修:  $I_s$ 値 < 0.6又は0.75

不要: 耐震診断の結果、耐震改修等の必要がない建築物

実施済: 耐震改修等の工事が完了している建築物

※ $I_s$ 値: 耐震診断によって得られる数値で、建築物の耐震性能を示す。

地震に耐えられる能力としての建物の強さ、地震の力を受け流す能力としての建物の粘りの二つに、建物の形状、経年変化を考慮して、耐震診断基準による計算式により求められる。